

# 財団法人能登半島地震復興基金 平成22年度事業計画書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

## 1 基本的な考え方

被災地においては、能登半島地震により、被災地の生活や産業が破壊されており、復興を遂げるためには、個人や地域等の負担が大きく、既存の制度のみでは対応が困難であることから、行政の直接執行を補完し、現行制度のすき間を埋めるものとして、機動的にきめ細かい対応が必要とされるものについては、復興基金を活用するものとする。

- (1) そのため、復旧・復興にあたっては、既存制度があるものはまず制度で対応し、制度内の行政負担の軽減は原則として復興基金の対象外とする。
- (2) また、基金事業は、団体・民間等が事業主体となることを基本とする。

## 2 事業

### (1) 住宅・生活再建支援事業

被災者の個人住宅の再建支援・自力再建困難者への支援など、過疎化、高齢化が著しい地域において、地域の再生にあたって必要最低限の基盤となり、行政が進める施策の方向性の適合するものに対し、支援を行う。

### (2) 産業復興支援事業

産業の基盤整備、産業の経営再建の支援など、被災者の生活を支える産業の復興に資する支援を行う。

### (3) 地域振興支援事業

まちづくり支援、地域資源の発掘・再生・保存・活用支援など、当面の復旧だけでなく、被災地の真の復興に向けて、地域全体の再生に資する取り組みについて支援を行う。

### (4) その他目的を達成するために必要な事業